2020 年度版 インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会報告書

2021年5月

インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会

【概要】

1. 効果検証分科会の報告

● 今年度も、インターネットオークション (以下、オークション) およびフリマアプリ (以下、フリマ) を対象に効果検証を実施するとともに、権利者ならびにオークションやフリマ等の CtoC マーケットプレイス運営事業者 (以下、CtoC プラットフォーマー) による自主的な取組の成果をより明確に示すため、権利侵害物品の出現率を基準とした群分けに基づいて、検証結果の分類・整理を行った。

両群(1群と2群)とも総じて、市場での流通量が拡大されている昨今の状況を鑑みると、本協議会を通じた対策の効果が継続しているものと考えられる。特に本年度はここ数年の傾向として見られていた特定サービスにおいて模倣品等が集中的に検知される傾向は確認されなかった。

- 1 群は、CtoC プラットフォーマーによる自主パトロールおよび権利者からの通知に基づく削除等の措置が実施されたことにより、昨年度に引き続き、侵害品出現率は低く抑えられていることが確認できた。なお昨年度まで 3 群に位置づけられていた CtoC プラットフォーマーも、3 年間の取り組みを通じて今年度 1 群に移行するまでに状況が改善したことは、大きな成果であると考えられる。
- 2 群は、模倣品等が集中的に出品されるなどした結果、一昨年度または昨年度の出現率が高かったことにより同群に位置づけられるものであって、本年度は抑制に成功していることから、その取り組みを継続することにより、来年度には1群への移行が期待されるものである。

2. 第三部会の報告

● 本年度の第三部会においては、特許庁模倣品対策室より、模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の必要性についての説明を受け、模倣品の個人使用目的での輸入行為に関する課題に関し、特許庁とプラットフォーマー間における意見交換を行った。

1. 効果検証分科会の報告

(1)効果検証の方法

今年度も昨年度と同様、権利者の実務担当者と CtoC プラットフォーマーの実務担当者で構成される「効果検証分科会」において実施要領 (別紙 1 「効果検証の実施方法について」参照) を定めた上、これに基づき効果検証を実施した。

①効果検証対象

今年度も、オークションおよびフリマを含めた 8 つのサービスを効果検証の対象とした。

②効果検証対象出品

今年度も昨年度と同様、検証対象出品を2つに分けて検証を行った。

i 「侵害品出品」

画面上の文章・画像から著作権・商標権を侵害すると判断できるものであり、(権利者は) CtoC プラットフォーマーに出品停止要請可能なもの。

ii 「侵害蓋然性出品」

発信されている情報からは(ガイドライン等に照らすと)CtoC プラットフォーマーにおいて削除をする根拠が直接得られないが、①権利者からは画面上の文章・画像から著作権・商標権を侵害すると判断でき CtoC プラットフォーマーに対する出品停止要請を行えば対応可能と思量されるもの(未通知侵害出品)、②諸情報を勘案すると購入し権利者が確認した場合には間違いなく侵害品である、と思量される出品(蓋然性が高い出品)。

③CtoC プラットフォーマーの群分け

権利者並び CtoC プラットフォーマーによる自主的な取組の成果をより明確にするため、 侵害品出品の出現率に応じ CtoC プラットフォーマーが提供するサービスを 1 群から 3 群に分類した。

- i 1群(直近3年間の侵害出品率の平均値が2%未満):6サービス
- ii 2群(直近3年間の侵害出品率の平均値が2%以上10%未満):2サービス
- iii 3 群 (直近 3 年間の侵害出品率の平均値が 10%以上): 0 サービス

(2) 検証結果

①オークション

i 「侵害品出品」の出現率

		平成 30 年度 (2018 年度)		平成 31 年度/令和 元年度 (2019 年度)		令和 2 年度 (2020 年度)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1 群	2, 427	0. 16%	1, 513	0.00%	1,800	0. 28%
	2 群	_	_	_	_	_	_
	3 群	_	_	_	_	_	_
商標権	1 群	2,062	0. 44%	2, 354	0. 25%	2, 197	0. 18%
	2 群		_	_	_	_	_
	3 群	_	_	_	_	_	_
合計	1 群	4, 489	0.30%	3, 867	0.16%	3, 997	0. 23%
	2 群	_	_	_	_	_	_
	3 群	_	_	_	_	_	_

ii 「侵害蓋然性出品」の出現率

		平成 30 年度 (2018 年度)		平成31年度/令和元 年度 (2019年度)		令和 2 年度 (2020 年度)	
		検 証 数	出現率	検証数	出現率	検 証数	出 率
著作権	1 群	2, 427	1. 40%	1, 513	3. 37%	1,800	0.00%
	2 群		_			_	_
	3 群	_	_	_	_	_	_
商標権	1 群	2, 062	0.02%	2, 354	1. 27%	2, 197	0.73%
	2 群		_			_	_
	3 群	_	_	_	_	_	_
合計	1群	4, 489	0.02%	3, 867	2.09%	3, 997	0.40%
	2 群	_	_			_	
	3 群		_			_	_





②フリマ

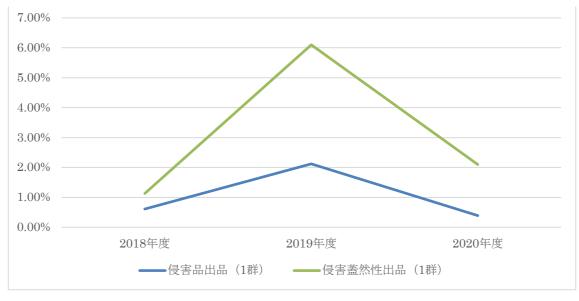
i 「侵害品出品」の出現率

		平成 30 年度 (2018 年度)		平成31年度/令和元 年度 (2019年度)		令和 2 年度 (2020 年度)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1 群	6, 430	0. 26%	3, 506	1.06%	2, 198	0. 18%
	2 群	_	_	705	0. 14%	1, 301	0. 54%
	3 群	477	26. 20%	76	0.00%		
商標権	1 群	5, 093	1.06%	4, 389	2. 96%	4, 742	0. 49%
	2 群	_	_	1,083	4. 16%	2, 308	1. 78%
	3 群	2, 302	56. 25%	753	0. 93%		
合計	1 群	11, 523	0.61%	7, 895	2. 12%	6, 940	0. 39%
	2 群	_	_	1, 788	2. 57%	3, 609	1. 33%
	3 群	2, 779	41. 22%	829	0.84%		

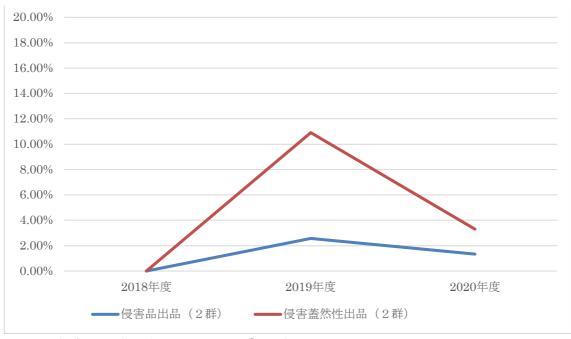
ii 「侵害蓋然性出品」の出現率

		平成 30 年度 (2018 年度)		平成31年度/令和元 年度 (2019年度)		令和 2 年度 (2020 年度)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1 群	6, 430	1. 07%	3, 506	2. 31%	2, 198	3. 78%
	2 群	-	_	705	5. 25%	1, 301	0.00%
	3 群	477	0.00%	76	26. 32%		
商標権	1 群	5, 093	1. 19%	3, 837	9. 56%	4, 742	0. 39%
	2 群	-	_	1,083	14. 59%	2, 308	5. 16%
	3 群	2, 302	3. 30%	753	6. 11%		
合計	1 群	11, 523	1. 13%	7, 343	6. 10%	6, 940	2. 10%
	2 群	_	_	1, 788	10. 91%	3, 609	3. 30%
	3 群	2, 779	1.65%	829	7. 96%		

【参考】フリマ(1群)での出現率(著作権と商標権の合計)推移



【参考】フリマ(2群)での出現率(著作権と商標権の合計)推移



※2018年度は2群に分類されるサービスは無し

(3)検証結果の分析

i.オークションについて

いずれも1群にカテゴライズされており、今年度も「侵害品出品」及び「侵害蓋然性出品」 の出現率を極めて低く保つことができている。

ii.フリマについて

今年度も、昨年同様8サービスを検証対象とした。

には1群の水準に移行することが期待されるところである。

1群にカテゴライズされる6つのサービスは、「侵害品出品」及び「侵害蓋然性出品」の出現率は極めて低水準であった。

なお、そのうち、1 つのサービスは、初年度こそ侵害品出現率が極めて高く3群に位置づけられるものであったが、それ以降、本協議会を通じて得た侵害対応の知見やノウハウを活用することにより、今年度は1群の水準に到達するに至ったもので特筆すべきことである。2 群にカテゴライズされる2 つのサービスは国外在住とみられるものらに、権利侵害物品を集中的に出品されるなどしてサービスが悪用され、一部商品については削除対応が追い付かなかったとのことで、一昨年度及び昨年度において侵害品出現率がやや高い状況にあったものの、当初より削除対応等の取り組みを積極的に進める意思を有し一定の成果が確認されている。実際今年度は、侵害品出現率を一定程度抑制することができており、来年度

iii.小活

このように、総じていえば、本協議会加盟直後において「侵害品流通」の値が高いプラットフォーマーも、本協議会を通じて侵害品判断の知見や対応ノウハウを共有・蓄積することが可能となり、その結果、「侵害品流通」が劇的に改善されていることから、本協議会を通じた権利侵害品対策の効果が現れていることが確認できた。

特に、昨年度の大幅なガイドラインの改定と運用が始まったことにより今年度はこれに相当する「侵害品出品」が抑制され、結果、全体的な侵害品出品出現率を抑制できているものと思われることから、今後もガイドライン等を通じて、権利者及び CtoC プラットフォーマー相互に「侵害品出品」判断基準を共有していくことが重要である。

(4) その他

今年度は、コロナ禍の影響を大きく受けることにより、本協議会における積極的な取り組みが困難であったため、これまで検討課題として浮上していた、CtoC プラットフォーマーの

サービス特性などに応じた、より的確な検証結果の分析に資する新たな検証方法やその妥 当性について検討を進めることができなかったものの、今後のその重要性は変わらないと 考える。

また、任意調査結果を元に、その時点における様々な課題についてあらためて詳細な分析を 行い、対策方法を見出し、本協議会で用いるガイドラインの改定および侵害品流通阻止の 様々な対策につながる進言を継続的に発することが重要であると考える。

なお、ここ数年における効果検証を通じた所感として一「越境」方法によるとみられる膨大な侵害品出品、画像や商品説明などから権利侵害品と直接・明示的に判断することが困難な態様による侵害品出品の出現・増加など一侵害品流通の防止を速やかに講じることが困難ならしめる事情が生じてきているからこそ、権利者および CtoC プラットフォーマーが双方の立場を尊重し、共同して対策を講じていくこの協議会での取り組みの真価が問われているものと考えられる。

2. 本年度の活動の総括

本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、本会開催のスケジュールが後ろ倒しとなったことから、ガイドライン分科会におけるガイドラインの見直しは行わず、効果検証分科会における効果検証のみ実施することとなった。

効果検証結果においては、権利者・CtoC プラットフォーマー双方がそれぞれの立場を尊重しつつ協同して侵害者に立ち向かうという「日本方式」の推進により、本年度も引き続き、1 群において侵害品の出現率を低い水準に留めていることが確認された。

本年度の協議会では、新しい生活様式の下、電子商取引市場における流通量が拡大したために、権利侵害品の流通量も増加するのではないかと危惧されていたが、プラットフォーマーによる自主削除件数が例年に比して多く報告されるなど¹、プラットフォーマーによる削除等自主的な取り組みの推進などにより、侵害品出現率が低く抑えられていたのではないかと考えられる²。

また、本年度の効果検証結果を踏まえ、このような情勢下においても、これまでの取り組

¹ 例年、数値を公表している事業者の数や会員数の変動があるため、各年度の単純比較はできないことに留意する。

² なお、協議会で出された一意見として、権利侵害品の流通時期などに鑑みると、海外の特定の地域における新型コロナウイルス感染症拡大の状況が、日本における各プラットフォームでの権利侵害品の発現状況に影響を与えていると考えられること、したがって、引き続き越境取引による国外からの権利侵害品の流入について検討を進めるべきであることなどについて指摘があった。

みが適切に機能していることを示すことができた。

また、第三部会においては、官公庁を招いて、近時の越境取引における知的財産権侵害品の対策等について協議を行っており、来年度以降も引き続き実効的な対策の検討を行っていく。

なお、消費者保護に関する国、行政側の動きとして、消費者庁にて、2019 年 12 月に「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」 ³が設置、開催され、2021 年 4 月 28 日、消費者保護のための環境整備について定める「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」が成立した。

同法では、対象を BtoC 取引が行われる取引デジタルプラットフォームとし、当該プラットフォーム運営事業者に、トラブル発生時の調査や、販売者の身元確認等の努力義務を課すほか、行政による出品削除要請、販売者情報の開示請求権などについて規定する。 BtoC 取引が行われる取引デジタルプラットフォームはもちろんのこと、その他の取引プラットフォームについても、消費者保護のための取り組みを自主的に推進していくことはなお重要であり、本協議会のような民間での権利者とプラットフォーマーの連携はより一層重要になると考えられる。また、本協議会では、第三部会にて、BtoC プラットフォームの議論について継続的に検討を重ねていきたいと考えている。

本協議会の取り組みは、プラットフォーマーと権利者の協働によって自主的な取組みを 推進し、知的財産権侵害品の流通を防止するものであり、消費者保護のための民間事業者間 の連携のスキームとして非常に重要な意義を有している。

今後、関係省庁において消費者保護政策を検討いただく際には、民間の団体による本件協議会の取り組みも参考としていただき、消費者保護のための環境整備を推進いただくこと を期待している。

なお、今後も本協議会の取り組みの成果を社会に発信していくと同時に、新たな侵害形態への対応にかかる議論を進めていく予定である。

-

³ 消費者庁「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等 に関する検討会」

https://www.caa.go.jp/about_us/about/plans_and_status/digital_platform/

各種統計データ

■出品総数(単位:万)

	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	
	2018年	(令和元年)	2020年	
		2019年		
出品総数	10,736	17,104	12,521	

- ▶ 正会員8社の内7社の合計値。
- ▶ 計測に当たっては、12月の各日の一時点において出品中となっている出品物の点数を 測定し、1日あたりの平均値を「出品総数」として算出した。
- 出品総数の測定を行ったプラットフォーマーの数に変動があるため、各年度の数字を 比較して傾向を分析することは難しい。

■自主削除件数

	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	
	2018年	(令和元年)	2020年	
		2019年		
著作権	21,377	34,926	162,107	
商標権	309,941	370,732	3,388,740	
合計	1,996,916	1,276,800	3,550,847	

- ▶ 正会員8社の内7社の合計値。
- ➤ 平成 30 年度・平成 31 年度の数値について、7 社の内 1 社は、自主削除件数を権利ご とに測定していないため、合計値のみに算入した。
- ▶ 上記出品総数と同様、各年度の数字を比較して傾向を分析することは難しい。

■権利者からの削除依頼件数

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	
	2018年	(令和元年)	2020年	
		2019年		
著作権	6,286	39,146	177,564	
商標権	146,462	921,652	663,584	
合計	152,748	960,798	841,148	

- ▶ 正会員8社のうち7社の合計値。
- ▶ 権利者からの削除依頼件数には、個別の商品が削除されたもの、販売者の利用停止措置に伴う個別の商品削除を含む。

► 権利者によっては、効果的な知的財産権侵害品対策を行うために、重点的に監視を行う対象サービスや対象商品を変更している。そのため、権利者からの削除依頼件数は、各年度の数字を比較して傾向を分析することは難しい。

日本方式の原則

- 1. 両者(権利者とプラットフォーマー)は、互いの立場を十分に尊重した上で、自身の利益のみならず、何よりも消費者の利益を護るために、共通の敵である権利侵害者に対して協同して立ち向かうべきであるとの認識に立つこと。
- 2. 権利者は、権利とは自動的に保護されるものではなく、自らエンフォースメントを行うべきであるとの認識に立つこと。
- 3. プラットフォーマーは、インターネットの健全な発展のために、積極的に知的財産 権の保護に努めるべきであるとの認識に立つこと。
- 4. 両者は、対策の推進にあたり、知的財産権を保護する意義と、利用者の営業の自由や通信の秘密が担保されることの意義を対等に認め、それら両方の価値を毀損しない対応をとるべきであるとの認識に立つこと。